



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京 都 労 働 局 発 表

令和7年11月17日(月)

担
当

京都労働局 総務部 労働保険徴収課

課 長 森 泰 彦

課 長 補 佐 石 田 統 彦

電話 075-241-3213 (ダイヤルイン)

労働保険関連文書の誤廃棄について

この度、京都労働局（局長 ^{すなみ いわお} 角南 巖）において、労働保険関連文書（以下「文書」という。）を誤廃棄していたことが確認されましたので、その概要をお知らせします。

関係者の皆様に深くお詫びいたしますとともに、今後同様の事案が生じることのないよう、再発防止を徹底してまいります。

1 事案の概要

京都労働局総務部労働保険徴収課の職員Aが、保存期間満了前の段ボール24箱分の文書（※）を、誤って廃棄文書の搬入場所として定められていた地下倉庫に搬入し、廃棄業者が他の廃棄文書とともに溶解処理による方法で廃棄したものを。

これらの文書には、事業主の氏名、住所、電話番号等の個人情報が記載されていた。

（※）段ボール24箱分の行政文書の内容は、次のとおり。

- ① 令和4年度労働保険年度更新に係る労働保険概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書（以下「令和4年度労働保険申告書」という。）が41,710件
- ② 令和4年度労働保険料認定決定決議書が1,350件
- ③ 令和3年度労働保険一括有期事業報告書・総括表が約3,300件（令和4年度の件数が3,373件であったことから同程度と考えられる）
- ④ 令和3年度確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表（以下「令和3年度賃金集計表」という。）が約2,000件（令和4年度の件数が1,979件であったことから同程度と考えられる。）

2 事実経過

京都労働局では、令和7年9月25日から30日までを廃棄文書の地下倉庫への搬入期間として定め、同年10月1日に廃棄業者に廃棄文書を引き渡し、廃棄業者にて溶解処理による方法で廃棄することとしていた。保存期間満了前の段ボール24箱分の文書が誤廃棄された経緯は以下のとおり。

（1）令和7年9月26日

京都労働局庁舎7階の倉庫にある行政文書について整理を行い、その一部の文書を廃棄するため地下倉庫へ搬入することとした際、職員Bは、職員Aに「（庁舎7階の倉庫にある行政文書のうち）段ボール24箱分の文書は外部倉庫へ移動させるもの」と説明を行った。

しかし、職員Aは、「段ボール24箱分の文書は地下倉庫へ移動させるもの」と誤って記憶した。

（2）同月29日

職員Aは、庁舎7階の倉庫にある行政文書のうち、段ボール箱24箱分の文書を、単独で地下倉庫に移動させた。このとき、職員Aは、当該文書は廃棄文書ではないことを認識しながら、廃棄文書の搬入場所に移動させている。

(3) 同年 10 月 1 日

廃棄業者が来局。地下倉庫にある他の廃棄文書と共に段ボール箱 24 箱分の文書を搬出し、同日中に溶解処理を行った。

(4) 同月 24 日

職員 A と職員 B は、7 階倉庫の他の書類の入替作業を行っている際、段ボール 24 箱分の文書がないことがわかり、誤廃棄が判明した。

3 誤廃棄による事業主への影響

- (1) 令和 4 年度労働保険申告書及び令和 4 年度労働保険料認定決定決議書については、労働保険の適用徴収に係る業務システムにおいて、電子媒体（PDF）に変換したものが保存されていることから、紙媒体が存在しないことについての事業主への影響はないものと考えている。
- (2) 誤廃棄した令和 4 年度労働保険申告書、令和 4 年度労働保険料認定決定決議書、令和 3 年度労働保険一括有期事業報告書・総括表及び令和 3 年度賃金集計表については、令和 4 年度年度更新に係る保険料に関する事務が令和 6 年 7 月に完了していることから、労働保険料等の申告・納付額に係る事業主への影響はないものと考えている。

4 二次被害又はそのおそれの有無

廃棄文書の搬入期間中は搬入の都度倉庫のシャッターを施錠していたこと、10 月 1 日に廃棄業者が確実に溶解処理を行ったことが確認できていることから、二次被害又はそのおそれはないものと考えている。

5 発生の原因

- (1) 職員 B が正しい説明をしたにもかかわらず、職員 A は、文書の移動場所を誤って認識したこと。
- (2) また、職員 A は、廃棄文書の搬入場所に一時保管も可能と誤認したこと。
- (3) 加えて、職員 A は、行政文書の保存場所を変更するには文書管理者等の承認を得る必要があることを認識せず、単独で文書を移動させたこと。
- (4) 廃棄業者が廃棄文書を搬出する際、総務部総務課職員は立ち合いをしているが、段ボール箱を一つずつ確認するなど誤廃棄を回避する仕組みがなかったこと。

6 再発防止策等

(1) 行政文書管理規則の遵守の徹底

行政文書の保存場所の変更を行う際は、文書管理者等の承認を得て管理簿上の保存場所の変更を行う必要があることを改めて徹底するとともに、新たな保存場所への行政文書の移動について、複数人で行うこととする。

(2) 誤搬入の防止措置

廃棄文書の搬入期間中は、搬入場所に設置されている古紙回収用カゴ車や倉庫の内壁等、一見して目につく場所に、「〇月〇日から〇月〇日は廃棄文書の搬入期間です。廃棄する行政文書以外はこの部屋に置かないでください」等の注意喚起の掲示を行う。

併せて、当該期間中は、京都労働局総務部総務課の職員が毎日巡回・点検し、誤搬入と疑われるものがないかを確認することとする。

(3) 誤搬入があった場合でも搬出されない仕組みの構築

廃棄文書とそうでない文書が一見して見分けることができるよう、廃棄対象の行政文書を収納する段ボール箱には、京都労働局総務部総務課で用意する廃棄用シールを貼付することとする。なお、

当該シールについて、目につくよう一定の大きさとし、最終チェックリスト欄を設け、職員が廃棄の際に、廃棄の要件を満たしているか、最終確認をしてから貼付する運用とする。

その上で、廃棄業者に対し、廃棄用シールが貼付された段ボール箱のみを搬出するよう契約内容を見直し、廃棄用シールが貼付されていない段ボール箱は、廃棄場所に保管されていたとしても搬出されないようにするとともに、立合いを行う職員も廃棄用シールが貼付されていない段ボール箱が搬出されないよう監視を行う。

以上の内容について、今月 14 日に臨時局議を開催し、京都労働局内の各部門に対し、労働局長及び総務部長から説明を行った。また、京都労働局管内の労働基準監督署及び公共職業安定所に対しても、同様の取組を行うよう指示する。

【参考】

○令和 4 年度労働保険申告書

前年度の同申告時に概算で保険料額を見込んだものを、年度中の実績から算出した保険料額で精算し、併せて当年度の概算保険料額を見込み申告する様式。

○令和 4 年度労働保険料認定決定決議書

労働保険料申告書の提出がされない事業者に対し、政府が保険料を決定する際、又は提出済みの申告書に修正必要が生じ、申し出た場合に修正するための様式。

○令和 3 年度労働保険一括有期事業報告書・総括表

令和 3 年度労働保険一括有期事業報告書・総括表は、請負金額 1 億 8 千万円未満の建設工事等を元請として行った事業主が令和 4 年度の労働保険料を申告・納付するに当たり必要となる書類であり、令和 3 年度中に工期が終了した建設工事等の実績がある事業主が、令和 3 年度の確定保険料を算定する書類として 2 部作成し、うち 1 部（提出用）を労働保険申告書と併せて京都労働局に提出するもの。

○令和 3 年度賃金集計表

事業主が労働保険料を算定するために任意に使用するものであり、令和 4 年度の労働保険申告書の提出と併せ当該集計表が 2 部提出された場合には、1 部を事業主控えとして返戻し、1 部を受理している。当該集計表により集計された賃金額は令和 4 年度の労働保険申告書に転記される。